

## 東久留米市空き家バンクの媒介等に関する協定書（案）

東久留米市（以下「甲」という。）と公益社団法人（以下「乙」という。）とは、東久留米市空き家バンク実施要綱（令和〇〇年東久留米市訓令乙第〇〇号。以下「要綱」という。）第2第1号に規定する空き家（以下単に「空き家」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び公益社団法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買及び賃貸借等の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

## （用語の定義）

第2条 この協定において「媒介等」とは、空き家バンクに物件登録をした者（以下「物件登録者」という。）と、空き家バンクに利用登録をした者（以下「利用登録者」という。）との間の、空き家バンクに登録された物件に係る売買又は賃貸借契約について媒介又は代理することをいう。

## （業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定に基づく業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

## （媒介等に係る協力の依頼）

第4条 甲は、乙に対し媒介等に係る協力を依頼し、または媒介等を中断若しくは終了するときは、「東久留米市空き家バンク登録物件の媒介等協力（中断・終了）依頼書」を乙に提出するものとする。

## （媒介等業者の選定）

第5条 乙は、前条の規定により甲から媒介等に係る協力を依頼されたときは、速やかに媒介等を行う業者（以下「媒介等業者」という。）を選定するものとする。

## （媒介等に関わる業務）

第6条 甲は、空き家バンクに物件登録の申込みがあったときは、当該物件について、乙に売買及び賃貸借契約に必要な事項の調査を依頼し、乙は、その調査結果を速やかに甲へ報告するものとする。

2 甲は、利用登録者から「東久留米市空き家バンク物件交渉申込書」により物件登録者への交渉申込みを受けた場合は、速やかに乙及び当該物件の物件登録者に通知するものとする。また、乙はその旨を前条の規定により選定した媒介等業者に連絡するとともに、当該物件の物件登録者と調整を図らせた上で、媒介等を行わせるものとする。

## （媒介等に係る結果等の報告）

第7条 乙は、物件登録者と媒介等業者が売買等に係る契約を締結した後、速やかにその写しを甲に送付し、報告するものとする。

2 乙は、前条の規定による空き家の媒介等の結果について、「東久留米市空き家バンク登録物件交渉結果報告書」により、3か月以内に甲に報告するものとする。

## （媒介等の報酬）

第8条 媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、賃貸借の媒介等の場合に限り、物件登録者からの報酬は無報酬とする。（苦情又は紛争の処理）

第9条 この協定に基づき行った業務に関して、苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、媒介等に係る事項については、乙の責任において全て処理するものとする。

## （個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定に基づく業務において取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令の規定を遵守し、当該個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## （協定の期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による効力解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

## （その他）

第12条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙により記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都東久留米市本町3丁目3番1号

東久留米市長 富田 竜馬

乙